

## 道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限 に係る取扱いについて（概要）

平成27年12月

### 1. 背景

災害が発生した場合において緊急輸送道路※や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところです。

このため、道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号。以下「改正法」という。）が、平成25年6月5日に公布され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第36条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるよう措置されました。

このたび、国民の皆様からご意見を募集した結果を踏まえ、国が管理する道路における具体の運用方法等を定め、各地方整備局等に対して通達を发出了しました。

※ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられるもの。災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

### 2. 運用方法の概要

#### （1）対象とする物件

道路上に設置されている電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）については、地震等の災害が発生した場合に、これらが倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高いことから、改正法第37条第1項に基づき、区域を指定して道路上における電柱による占有を禁止することとします。

#### （2）電柱による占有を禁止する道路の区域

平成28年より、緊急輸送道路について道路上における電柱による占有を禁止することとします。

#### （3）既存の電柱の取扱い

電柱による道路の占有を禁止する日として道路管理者が公示した日より前に、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱については、当面の間、占有を認めることとします。

#### （4）電柱による占有を禁止する道路の区域における例外

以下の①、②の場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の設置を認めることとします。（原則2年間）

- ① 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
- ② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合